高萩市認定地域クラブ活動実施要項

（目的）

第１条　この要項は、高萩市における休日の部活動の地域展開について、将来にわたり生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するとともに、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させ、地域全体で子どもたちの成長を支える持続可能で多様な活動環境を整備するため、必要な事項を定めるものとする。

（基本理念）

第２条　地域展開は、学校部活動を単に地域へ移し替えることを目的とするものではなく、これまで高萩市が進めてきた市内中学校の合同活動を土台として、学校の枠を越え、さらに部活動の枠を越え、生徒一人ひとりの多様な「やってみたい」に応じた活動環境を、学校、家庭、地域及び行政が連携してつくることを基本理念とする。

（定義）

第３条　この要項において「地域クラブ活動」とは、高萩市教育委員会が企画・調整し、又は高萩市教育委員会の認定を受けた運営団体若しくは実施主体が行う、中学生を主な対象とするスポーツ・文化芸術その他の活動をいう。

（運営及び事務局）

第４条　本事業の運営主体は高萩市教育委員会とし、事務局は高萩市教育委員会生涯学習課に置く。

（対象者）

第５条　高萩市立中学校に在籍する生徒を主な対象とする。ただし、活動の目的及び内容に応じ、小学生、高校生、成人等とともに活動する多世代の取組を妨げない。

（活動内容）

第６条　活動は、スポーツ、文化芸術その他教育委員会が適当と認めるものとし、競技性や成果のみに偏重せず、生徒の自主的・主体的な参加及び多様なニーズに配慮するものとする。

（参加）

第７条　地域クラブ活動への参加は任意とし、原則として選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れるものとする。

2026 年 9 月 8 日現在

（活動時間及び休養日）

第 8 条　生徒の心身の成長に配慮し、学校部活動と地域クラブ活動を通じて週 2 日以上の休養日を設けることを基本とし、活動時間は休日 1 日 3 時間程度以内を目安とする。週当たりの活動時間は国のガイドラインに示す範囲を踏まえるものとする。

（活動場所）

第 9 条　市の学校施設、スポーツ・文化施設その他教育委員会又は運営団体が適当と認める施設を使用する。

（認定）

第 10 条　高萩市教育委員会以外の団体が本市の認定地域クラブ活動として活動する場合は、「高萩市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」に基づく認定を受けるものとする。

（指導者）

第 11 条　指導者は、地域人材、競技団体・文化芸術団体関係者、教職員その他適切な資質を有する者とし、市が定める研修・登録等の仕組みに従うものとする。なお、指導者に対しては、別に定めるところにより、謝金を支給する。

（適切な指導）

第 12 条　体罰、暴言、ハラスメント、いじめ、無視その他生徒の人格を傷つける行為を認めない。勝利至上主義等に偏ることなく、生徒の発達段階及びニーズに応じた指導を行うものとする。

（安全管理）

第 13 条　活動に当たっては、生徒の健康状態、気温、湿度、暑さ指数（WBGT）等に配慮し、施設・設備・用具の点検、緊急連絡体制の整備その他必要な事故防止措置を講ずるものとする。

（保険）

第 14 条　参加者及び指導者は、活動中の傷害及び賠償事故等を補償する適切な保険に加入するものとする。

（事故等への対応）

第 15 条　事故、災害その他緊急事態が発生した場合は、必要な応急措置を講じるとともに、保護者及び関係機関へ連絡し、教育委員会へ速やかに報告するものとする。

2026 年 9 月 8 日現在

（参加費等）

第 16 条　参加費等は、活動の維持・運営に必要な範囲で、国が示す考え方及び地域の実情を踏まえ、可能な限り低廉な額となるよう努めるものとする。なお、生活困窮世帯に対しては、別途支援を行う。

（学校等との連携）

第 17 条　教育委員会、学校、運営団体、実施主体及び保護者は、活動方針、活動計画、生徒の活動状況、安全管理その他必要な事項について適切に情報共有し、連携を図るものとする。

（個人情報）

第 18 条　活動に伴い取得した個人情報は、関係法令等に基づき適切に取り扱うものとする。

（会計）

第 19 条　運営団体及び実施主体は、参加費その他の収入及び支出について、公正かつ適切な会計処理を行うものとする。

（検証及び改善）

第 20 条　教育委員会は、活動の実施状況、生徒・保護者・指導者等の意見を把握し、地域展開が生徒の選択肢の拡大及び持続可能な活動環境の形成につながっているかを検証し、必要な改善を行うものとする。

（委任）

第 21 条　この要項に定めるもののほか必要な事項は、高萩市教育委員会が別に定める。

附　則

この要項は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

高萩市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

（趣旨）

第１条　本要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和７年 12 月文部科学省）の「地域クラブ活動に関する認定制度」（以下「認定制度」という。）に基づき、高萩市として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

（認定要件）

第２条　高萩市認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

(1)　学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

(2)　適切な活動時間や休養日が設定されていること

(3)　活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

(4)　適切な指導の実施体制が確保されていること

(5)　適切な安全確保の体制が確保されていること

(6)　適切な運営体制が確保されていること

(7)　学校等との連携が適切に行われていること

２　前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、高萩市が認定制度の別紙１「地域クラブ活動に関する認定制度における「２．認定要件」の具体的な確認事項」に基づき判断する。

３　第１項第４号に関する指導者の登録及び研修等については、認定制度の別紙２「「認定地域クラブ活動指導者」登録制度」に沿って別途定める。

（認定申請）

第３条　高萩市認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、高萩市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（様式第１号）（以下「誓約書兼申請書」という。）、高萩市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第２号）及び誓約書兼申請書の別紙に記載のある添付書類を高萩市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出することにより行うものとする。

２　教育長は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体（以下「申請者」という。）に必要な書類の提出等を求めることができる。

（認定手続）

第４条　教育長は、前条第１項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第２条の認定要件を満たすと認めるときは、

認定を行うものとする。
２　高萩市が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第２条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。
３　第１項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は「高萩市認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。

（認定又は不認定の通知）
第５条　教育長は、前条第１項の規定による認定をしたときは、高萩市認定地域クラブ活動認定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。
２　教育長は、前条第１項の規定による認定をしないこととしたときは、高萩市認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）
第６条　高萩市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の年度末までとする。

（変更の届出）
第７条　高萩市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに高萩市認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第５号）により教育長に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

（認定取消しの申出）
第８条　高萩市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに高萩市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（様式第６号）により教育長に申し出なければならない。

（認定の取消し）
第９条　教育長は、高萩市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。
(1)　不正な手段等により認定を受けたとき
(2)　指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
(3)　高萩市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき

２　教育長は、第１項の規定により認定を取り消したときは、高萩市認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第７号）により、高萩市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。

（高萩市認定地域クラブ活動に対する指導助言等）

第 10 条　教育長は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、高萩市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものする。

（高萩市認定地域クラブ活動に対する支援）

第 11 条　教育長は、高萩市認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものする。

(1)　生徒・保護者等に対する情報提供

(2)　学校その他関係機関に対する情報提供

(3)　地域クラブ活動の運営等への公的支援

（その他）

第 12 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　本要綱は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和８年度末までの間は、教育長は、地域クラブ活動が第２条各号に掲げる認定要件のうち、第４号、第６号を満たしていない場合であっても認定を行うことができるものとし、その場合には、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。

様式第１号（第３条第１項関係）

年　　月　　日

高萩市教育委員会教育長　殿

団体名
代表者氏名

高萩市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書

高萩市認定地域クラブ活動に申請するに当たり、次の事項を誓約の上、「高萩市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第３条第１項の規定により申請します。

（誓約事項）

１　高萩市認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。

２　申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。

３　教育長からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。

別紙

1	団体名	
2	地域クラブ活動の名称	
3	代表者氏名	
4	住所又は所在地、連絡先	〒 TEL　： E-mail：
5	活動種目	
6	活動内容	
7	参加者数	全体　　名（うち、中学生　　名）
8	募集対象者	小学生未満　小学生　中学生　高校生　成人
9	募集対象区域（エリア）	
10	活動時間及び活動場所	
11	参加費、保険料などの受益者負担	参加費：　　円／月 or 年 保険料：　　円／年 その他：　　円／年
12	添付書類	① 高萩市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第２号） ② 団体の規約または会則等 ③ 地域クラブ活動の活動計画書 ④ 地域クラブ活動に係る収支計画書（地域クラブ活動の実施主体等が個人事業主や株式会社等の場合のみ）

2026年9月6日現在

様式第２号（第３条第１項関係）

高萩市認定地域クラブ活動認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

□ 生徒※1の自主的・主体的な参加による活動※2であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること

□ 高萩市が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと

□ 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること※3

※１　中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※２　児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※３　部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

□ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週２日以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は１日２時間程度以内、休日は１日３時間程度以内とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること※1

□ 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※１　例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも１日以上の休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が 11 時間程度の範囲内に収まり、かつ、週２日以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週３日以内に抑えつつ休日に２日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

□ 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可

能な限り低廉な参加費等が設定されていること

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

□ 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること

□ 高萩市が定める研修を受講し、高萩市に登録された指導人材が活動に携わること

□ 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること※1

※１　複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、高萩市等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

□ 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること

□ 高萩市、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること

□ 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと

□ 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

□ 次の内容を含む規約等※1を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること※2

- 団体の目的
- 役員（代表、副代表、会計、監事※3）の選任・解任に関すること
- 総会の運営など団体の意思決定に関すること
- 会員の入退会、参加費等に関すること
- 予算・決算の審議・承認に関すること

□ 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること

□ 営利を主たる目的とせずに運営すること※4

□ 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※１　運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※２　日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断する。

※３　団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねること

はできない。

※４　高萩市が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、高萩市が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

□　地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等※1を生徒の在籍する中学校等と共有すること

□　生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること※2

□　高萩市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと

□　活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、高萩市や学校との必要な連絡調整を行うこと

※１　平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※２　地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

上記、要件を確認しました。

年　　月　　日

高萩市教育委員会教育長　殿

団体名
代表者氏名

様式第３号（第５条第１項関係）

年　　月　　日

殿

高萩市教育委員会教育長

高萩市認定地域クラブ活動認定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった高萩市認定地域クラブ活動の認定申請について、「高萩市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第５条第１項の規定により下記のとおり認定します。

記

１．地域クラブ活動の名称

２．認定期間　　年　　月　　日～　年　　月　　日

３．留意事項
（※必要に応じて記載）

以上

2026 年 9 月 6 日現在

様式第４号（第５条第２項関係）

年　　月　　日

殿

高萩市教育委員会教育長

高萩市認定地域クラブ活動不認定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった、高萩市認定地域クラブ活動の認定申請について、下記理由により認定しないこととしましたので「高萩市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第５条第２項の規定により下記のとおり通知します。

記

１．地域クラブ活動の名称

２．不認定の理由

以上

様式第５号（第７条関係）

年　　月　　日

高萩市教育委員会教育長　殿

団体名
代表者氏名

高萩市認定地域クラブ活動変更の届出書

年　　月　　日付けで高萩市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、「高萩市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第７条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

１．地域クラブ活動の名称

２．変更事項

３．変更年月日

４．変更内容　　（新）
　　（旧）

５．変更の理由

以上

様式第６号（第８条関係）

年　　月　　日

高萩市教育委員会教育長　殿

団体名
代表者氏名

高萩市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書

年　　月　　日付けで高萩市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、「高萩市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第９条の規定により下記のとおり高萩市認定地域クラブ活動の認定取消しを申し出ます。

記

１．地域クラブ活動の名称

２．認定取消しの申出の理由

以上

様式第７号（第９条関係）

年　　月　　日

殿

高萩市教育委員会教育長

高萩市認定地域クラブ活動認定取消通知書

年　　月　　日付けで高萩市認定地域クラブ活動として認定した（地域クラブ活動の名称）について、下記理由により認定を取り消すこととしましたので「高萩市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第10条の規定により通知します。

記

１．地域クラブ活動の名称

２．認定取消しの理由

以上

（参考）認定地域クラブ活動指導者の登録にあたって御活用ください。

認定地域クラブ活動指導者登録申請書（例）

申請日：　　年　　月　　日

<table>
<tr><td>ふりがな</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　　月　　日</td><td rowspan="2">性別</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td><td>年　　齢</td><td>申請日時点を記載</td></tr>
<tr><td>ふりがな</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>連 絡 先</td><td colspan="5">TEL　：日中連絡のとれる番号を記載
E-mail：</td></tr>
<tr><td>勤 務 先</td><td colspan="5">勤務先名称：
勤務先住所：</td></tr>
<tr><td>勤務先からの承認</td><td colspan="5">□了承済み　□これから確認する　□事業主のため確認不用
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">指導可能な競技等</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">指導可能な競技等の活動歴・指導歴</td><td>活動団体・年数</td><td colspan="3">○○クラブ
●●年（xx 年 xx 月～xx 年 xx 月）</td></tr>
<tr><td>指導団体・年数</td><td colspan="3">××クラブ
●●年（xx 年 xx 月～xx 年 xx 月）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保有資格・免許</td><td colspan="4">保有している指導者資格や審判資格、教員免許等を記載</td></tr>
<tr><td colspan="2">指導可能地域</td><td colspan="4">□都道府県・市・区・町・内全域　□●●地区　□●●地域</td></tr>
<tr><td colspan="2">指導可能時間帯</td><td colspan="4">□土曜午前　□土曜午後　□日曜午前　□日曜午後　□祝日
□平日（●・●・●曜日の●：●●～●：●●）</td></tr>
<tr><td colspan="2">応 募 動 機</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

2026 年 9 月 6 日現在

誓約書

私は、

- 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許しません。

また、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することはありません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

年　　月　　日

住　所

氏　名

高萩市認定地域クラブ活動　運用マニュアル

1　制度の位置付け

本制度は、国の総合的なガイドライン及び認定制度要綱ひな型を基本とし、高萩市が地域クラブ活動の質と安全性を確保しながら、生徒・保護者に適切な活動の選択肢を示すために運用する。

2　高萩市の基本理念

学校部活動を単に地域へ移し替えるのではなく、市内中学校の合同活動を土台として「学校の枠を越える」取組をさらに発展させ、「部活動の枠を越える」多様な活動環境を地域とともにつくる。

3　認定の 7 要件

①活動の目的・理念　②活動時間・休養日　③参加費等　④指導体制　⑤安全確保　⑥運営体制　⑦学校等との連携。具体的な確認事項は要綱の様式第 2 号により確認する。

4　申請から認定まで

①事前相談 → ②申請書・確認書・添付書類提出 → ③事務局審査 → ④必要に応じヒアリング・現地確認 → ⑤教育長による認定判断 → ⑥認定・不認定通知 → ⑦市・学校等による周知。

5　主な提出書類

誓約書兼申請書、認定要件確認書、クラブ概要、規約・会則、活動計画、役員・指導者名簿、参加者名簿、予算書、保険加入内容、安全管理・緊急時対応資料その他教育委員会が必要と認める書類。

6　審査の考え方

書面上の形式だけでなく、生徒の自主的・主体的な参加、多様な生徒の受入れ、安全性、持続可能性、学校との情報共有等を確認する。競技成績や勝利を最優先とし、一部の技能の高い生徒のみを重視するような運営ではなく、生徒一人一人の成長や活動を楽しむこと、多様な生徒が参加できる環境づくりを大切にしているかを確認する。

2026 年 11 月 26 日現在

7　活動開始後の確認

年間・月間計画、休養日、活動時間、事故・ヒヤリハット、参加状況、会計、指導者研修、学校との情報共有等を定期的に確認する。必要に応じてヒアリング・現地確認を行う。

8　変更・廃止・取消し

認定事項に変更がある場合は変更届を提出する。活動を廃止する場合は取消し申出書を提出する。不正な手段による認定、指導助言後も改善が見込めない場合等は、要綱に基づき認定を取り消す。

9　認定クラブへの支援

生徒・保護者への情報提供、学校等への情報提供、活動運営への公的支援を基本とする。具体的な補助、施設利用、広報等は各年度の制度・予算等により別途定める。

10　学校との連携

平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動は実施主体が異なることを踏まえつつ、生徒の健康、安全、活動時間、予定等について必要な情報共有を行う。学校の指導方針を地域クラブへそのまま移すことを前提とせず、双方の役割を整理する。

11　安全・事故対応

活動前の健康・施設確認、WBGT 等への配慮、緊急連絡網、AED 等の確認、保険加入を徹底する。事故時は救護・保護者連絡を優先し、重大事故等は速やかに教育委員会へ報告する。

12　毎年度の検証

認定クラブ数だけでなく、生徒の選択肢が広がったか、参加しやすい環境になったか、運営が持続可能か、高萩の地域資源が生かされているか等の観点から検証する。

2026 年 11 月 26 日現在

13　年間スケジュール（標準例）

時期	事務局	地域クラブ
前年度 1〜3 月	制度周知・事前相談	体制整備・申請準備
4 月	申請受付・審査	申請書類提出
4〜5 月	ヒアリング・現地確認・認定	照会対応
認定後	学校・保護者への情報提供	活動開始・計画公表
随時	巡回・指導助言	変更届・事故報告等
年度末	実績確認・制度検証	活動実績・会計等の整理

14　Q&A（詳細版）

A　制度・基本理念

Q1　地域展開とは、学校の部活動をそのまま地域へ移すことですか。

A　いいえ。学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、地域全体で生徒の多様で豊かな活動機会を支えることが基本です。高萩市では、3 校合同活動を土台に、学校の枠、さらに部活動の枠を越えた活動環境づくりを目指します。

Q2　なぜ休日から地域展開を進めるのですか。

A　国は令和 8 年度から 13 年度までを改革実行期間とし、休日について原則として全ての学校部活動で地域展開の実現を目指す方向を示しています。

Q3　地域クラブ活動は学校教育ですか。

A　学校教育そのものではなく、地域のスポーツ・文化芸術活動として実施されます。一方、学校部活動の教育的意義の継承・発展や学校との連携が求められます。

Q4　地域展開の目的は教員の働き方改革だけですか。

A　いいえ。将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しめる機会を確保・充実することが中心です。教員の働き方改革も重要な目的の一つです。

Q5　認定地域クラブと一般のクラブは何が違いますか。

A　認定地域クラブは、高萩市が定める認定要件を満たし、市の認定を受けた活動です。

Q6　認定されていない民間クラブ等に参加できますか。

A　はい。家庭が民間クラブ等を選択することを妨げるものではありません。ただし、市の認定クラブとしての支援や連携の対象とは区別されます。

Q7　高萩市の『新たな価値』とは何ですか。

A　既存部活動の継続だけでなく、初心者やこれまで部活動に参加していなかった生徒、別の活動を試したい生徒など、多様な『やってみたい』に応じる選択肢を地域とともにつくることです。

B　生徒の参加・選択

Q8　休日の地域クラブには必ず参加しなければなりませんか。

A　いいえ。参加は任意とし、本人の意思を尊重します。

Q9　学校の部活動に所属していない生徒も参加できますか。

A　はい。学校部活動への所属の有無だけを理由に参加対象から外すことは想定していません。

Q10　初心者でも参加できますか。

A　原則として参加できます。国の認定要件では、選抜等を行わず参加を希望する生徒を幅広く受け入れることが示されています。

Q11　平日の部活動と違う種目に参加できますか。

A　はい。地域展開は同じ種目を続けることだけを目的としていません。

Q12　複数の地域クラブを掛け持ちできますか。

A　参加することができます。ただし、学校部活動を含めた活動全体について、国が示す活動時間や休養日の考え方を踏まえ、生徒の心身に過度な負担とならないようにする必要があります。

Q13　年度途中から参加できますか。

A　年度途中からでも参加できます。ただし、定員に達している場合など、安全な活動環境を確保するため受入れを制限する場合があります。また、競技者登録の時期等により、その年度の大会に出場できない場合があります。参加に当たっては、保険加入等の必要な手続きを行います。

Q14　年度途中で辞められますか。

A　本人・保護者の意思による退会を基本とします。参加費の返金等はクラブの規約等で定めます。

Q15　市外の学校に通う高萩市在住の生徒は参加できますか。

A　対象範囲、保険、費用負担等を含めて今後整理します。

Q16　高萩市外の生徒は参加できますか。

A　参加することができます。高萩市では、これまで市内 3 中学校による合同活動を進め、学校の枠を越えた活動環境づくりに取り組んできました。地域クラブ活動では、その考え方をさらに地域へ広げ、市外の生徒についても参加できることを基本とします。ただし、各地域クラブの定員等により、受入れを制限する場合があります。

Q17　小学生・高校生・成人と一緒に活動できますか。

A　地域クラブの活動内容や対象範囲に応じて、小学生、高校生、成人等と一緒に活動することもできます。ただし、中学生の発達段階や安全面に十分配慮して活動します。

Q18　障害のある生徒も参加できますか。

A　できる限り参加しやすい環境を整え、必要な合理的配慮や支援体制を本人・保護者と相談します。

Q19　技能による選抜はありますか。

A　認定地域クラブは原則として選抜等を行わず、参加希望者を幅広く受け入れることが基本です。大会出場メンバーの選考とは区別します。

C　活動時間・休養日

Q20　休日は何時間活動できますか。

A　国の認定要件では 1 日 3 時間程度以内が目安です。

Q21　平日に地域クラブを行う場合は何時間ですか。

A　国の認定要件では 1 日 2 時間程度以内が目安です。

Q22　休養日は必要ですか。

A　はい。学校部活動と地域クラブ活動を合わせ週 2 日以上が基本です。休日のみ活動する場合は原則として土日のどちらかを休養日とします。

Q23　大会前なら 3 時間を超えてよいですか。

A　大会等により、やむを得ず休日の活動時間が 3 時間を超える場合は、その後の活動時間を短縮したり、休養日を設けたりするなど、生徒の負担が過度にならないよう調整します。

Q24　祝日は活動できますか。

A　可能ですが、休養日、学校行事、家庭生活等への配慮が必要です。

Q25　長期休業中はどうなりますか。

A　休養、家庭生活、暑熱環境等に配慮して活動計画を定めます。

Q26　学校行事と重なったらどうしますか。

A　学校と地域クラブで日程を共有し、生徒の生活全体に配慮して調整します。

Q27　テスト前は休みですか。

A　学校ごとに定期テスト等の日程が異なるため、地域クラブとして一律に活動を中止することはしません。テスト前の参加については、生徒・保護者が判断し、地域クラブも学習と活動の両立に配慮します。

D　指導者・教職員

Q28　誰が指導しますか。

A　地域人材、競技・文化芸術団体関係者、希望する教職員等のうち、必要な研修・登録等の要件を満たす指導者を基本とします。

Q29　指導者資格は必須ですか。

A　競技資格を一律必須とするものではありませんが、市区町村等が定める研修を受講し登録された指導者等による指導が国の認定要件です。競技団体が大会等で資格を求める場合は別です。

Q30　指導者研修では何を学びますか。

A　指導者は、茨城県が実施する「地域クラブ活動指導者向けオンデマンド研修システム」による研修を受講するものとします。ただし、公的団体等が実施する研修で、暴力・暴言・ハラスメント等の

防止、安全管理、発達段階に応じた指導その他必要な事項を含むものは、高萩市教育委員会が同等以上と認めた場合、これに代えることができます。

Q31　学校の先生も指導できますか。

A　できます。教員本人が地域クラブでの指導を希望する場合は、必要な兼職兼業の許可を受けた上で、地域クラブの指導者として活動することができます。なお、兼職兼業の許可に当たっては、学校における勤務状況と地域クラブでの活動時間を踏まえ、教員の健康確保や学校運営への支障の有無等を確認します。

Q32　顧問は休日の地域クラブに来なければなりませんか。

A　いいえ。顧問であることだけを理由に休日指導を義務付けるものではありません。

Q33　教員が無償で指導できますか。

A　高萩市の認定地域クラブにおいて、教員が指導者として活動する場合は、無償での指導は行わないものとします。教員本人が指導を希望する場合は、必要な兼職兼業の手続きを行った上で、地域クラブの指導者として活動します。

Q34　指導者への謝金はいくらですか。

A　指導者への謝金は、1 時間当たり 1,600 円とします。謝金の支給に当たっては、所定の源泉徴収を行います。

Q35　指導者が急に休んだらどうしますか。

A　指導者が不在となった場合は、代わりの登録指導者を確保するか、活動を中止します。保護者等が見守りを行う場合であっても、登録された指導者が不在のまま活動を行うことはできません。

Q36　指導者は 1 人でもよいですか。

A　指導者 1 人で活動することは可能です。ただし、活動中は、地域クラブの指導者として登録された者が必ず活動に従事するものとします。指導者が不在となった場合は、代わりの登録指導者を確保するか、活動を中止します。保護者等が見守りを行う場合であっても、登録された指導者が不在のまま活動を行うことはできません。

Q37　暴言・体罰があったらどうしますか。

A　不適切行為は認めません。事実確認の上、指導停止、登録見直し、クラブへの指導助言、認定取消し等を含めて対応します。

Q38　犯罪歴等の確認は行いますか。

A　日本版 DBS の趣旨を踏まえ、必要な確認を行います。具体的な確認方法は、国・県の制度及び運用を踏まえて定めます。

E　学校との連携

Q39　学校と何を共有しますか。

A　活動方針、日程、生徒の活動状況、安全面で必要な情報等を個人情報に配慮して共有します。

Q40　地域指導者は学校顧問の指示に従うのですか。

A　地域クラブは学校とは別の実施主体です。必要な連携は行いますが、学校部活動の指導体制をそのまま移すものではありません。

Q41　平日と休日で指導方針が違ってもよいですか。

A　一定の違いはあり得ます。必要な情報共有をしつつ、それぞれの活動目的を尊重します。

Q42　欠席連絡は学校にも必要ですか。

A　学校への連絡は必要ありません。地域クラブ活動を欠席する場合は、市指定アプリで地域クラブへ連絡してください。地域クラブ活動の出欠は地域クラブが管理します。

Q43　地域クラブのトラブルを学校に相談できますか。

A　まずは、地域クラブの代表者に相談してください。クラブ内での解決が難しい場合は、高萩市教育委員会生涯学習課に相談してください。生涯学習課が双方から状況を確認し、必要に応じて地域クラブへの指導・助言等を行います。なお、暴力・暴言・ハラスメントなど、生徒の安全や健全育成に関わる問題については、生涯学習課へ直接相談することができます。

F　参加費・会計

Q44　参加費はかかりますか。

A　参加費は、月額 1,500 円です。このほか、アプリ使用料及び保険加入費が別途かかります。

Q45　参加費には何が含まれますか。

A　月額 1,500 円の参加費は、指導者謝金に係る費用の一部として負担いただくものです。アプリ使用料及び保険加入費は含まれません。

Q46　大会費、ユニフォーム代、楽器費等は別ですか。

A　地域クラブの備品として用意されているものを除き、活動に必要な個人の用具、ユニフォーム、大会参加費等は自己負担となります。

Q47　経済的に負担が難しい家庭への支援はありますか。

A　経済的な事情により参加が難しい家庭については、月額 1,500 円の参加費を対象とした補助制度の導入に向けて検討しています。ただし、補助金の確保等が必要となるため、現時点では実施が決定しているものではありません。なお、アプリ使用料、保険加入費、用具代等は補助の対象外とする想定です。

Q48　途中退会したら返金されますか。

A　退会する場合は、地域クラブへ退会届を提出してください。退会届が受理された月まで参加費を負担し、翌月以降の参加費はかかりません。既に納付された参加費は、原則として返金しません。

Q49　保護者や指導者が個人的に現金を管理してよいですか。

A　参加費以外の費用については、必要に応じて現金で徴収することができます。ただし、地域クラブに会計を担当する者がいる場合は、原則として、その担当者が徴収・管理を行います。また、徴収した費用については、収支を明確にし、適切に会計処理を行います。

G　保険・安全・事故

Q50　けがをした場合、学校の災害共済給付は使えますか。

A　地域クラブ活動は学校管理下の活動とは異なるため、地域クラブとして傷害保険・賠償責任保険等へ加入することが基本です。個別の補償は各制度の条件によります。

Q51　保険手続は誰がしますか。

A　アスフィール補償またはスポーツ総合保険を候補としています。

Q52　事故の責任は学校にありますか。

A　地域クラブは学校とは別の実施主体です。学校が一律に責任を負うものではなく、事故状況に応じて判断されます。

Q53　事故時は誰に連絡しますか。

A　救護・救急要請を優先し、保護者へ連絡するとともに、重大事故等は速やかに教育委員会へ報告します。

Q54　AED は確認しますか。

A　はい。活動場所ごとに設置場所、使用可能時間、緊急搬送方法等を確認します。

Q55　熱中症の危険が高い日はどうしますか。

A　高萩市が定める「熱中症事故防止の取組について」に準じて活動します。活動場所では暑さ指数（WBGT）を確認し、WBGT31℃以上の場合は、活動を中止します。また、活動中に WBGT31℃以上となった場合も活動を中止します。WBGT28℃以上 31℃未満の場合は、激しい運動を中止し、健康状態の確認や水分・塩分補給、休憩などの熱中症対策を徹底します。

なお、熱中症事故防止に関する具体的な取扱いについては、高萩市教育研究会学校健康教育部の「熱中症事故防止の取組」に準ずるものとします。

Q56　雷が鳴ったらどうしますか。

A　屋外活動を中断し、安全な場所へ避難します。安全確認後に再開します。

2026 年 11 月 26 日現在

Q57　感染症流行時はどうしますか。

A　国・県・市の対応や学校の状況等を踏まえ、必要に応じ活動方法の変更・中止等を判断します。

Q58　行き帰りの事故も保険対象ですか。

A　活動場所への往復中の事故についても補償対象となる保険に加入します。

H　施設・用具

Q59　学校の体育館やグラウンドを使えますか。

A　高萩市の認定地域クラブは、休日の活動において、学校の体育館やグラウンド等を優先的に利用できるものとします。これまで休日の学校部活動で使用してきた施設については、地域展開後も認定地域クラブの活動場所として活用することを基本とします。ただし、学校行事等で施設を使用する場合は、学校と調整します。

Q60　教員が開錠・施錠するのですか。

A　教員の立会いを前提としない運用が必要です。鍵の管理方法等を別途定めます。

Q61　学校にある用具や備品を使えますか。

A　学校にある用具や備品のうち、市が所有・管理する備品については、学校教育に支障のない範囲で、認定地域クラブが使用できるものとします。対象となる備品には、サッカーゴール、野球のベース、バスケットゴール、バレーボール支柱等があります。なお、学校や PTA 等が所有・管理する備品については、この取扱いの対象とはしません。

Q62　吹奏楽で学校の楽器を使えますか。

A　学校にある楽器のうち、市が所有・管理し、貸出可能とした楽器については、学校教育に支障のない範囲で認定地域クラブが使用できます。具体的な楽器や保管・管理方法については、市及び学校と調整します。

Q63　大型楽器・用具の運搬は誰がしますか。

A　楽器や用具の運搬は、地域クラブの運営団体又は保護者が行うことを基本とします。打楽器については、運搬の負担が大きいため、原則として活動場所に保管されている楽器を使用します。

Q64　施設・用具を壊したらどうしますか。

A　事故状況を確認し、保険や施設利用規程等に基づいて対応します。

I　送迎・移動

Q65　活動場所への送迎は誰がしますか。

A　地域クラブ活動の活動場所への送迎は、保護者が行います。

Q66　指導者が生徒を自家用車に乗せてもよいですか。

A　指導者が自家用車で生徒を送迎することはできません。

Q67　自転車で参加できますか。

A　加入する保険において自転車での移動が補償対象となる場合は、自転車で参加することができます。ただし、自転車で参加する場合は、事前に地域クラブへ届け出るなど、地域クラブが移動方法を把握できるようにします。また、交通ルールの遵守、ヘルメットの着用など、安全確保を徹底します。

J　大会・コンクール

Q68　地域クラブで中体連大会に参加できますか。

A　茨城県中学校体育連盟が定める参加資格や各競技の細則等を満たし、所定の登録を行った地域クラブは、中体連大会に参加することができます。なお、地域クラブとして大会に参加しない場合は、休日は地域クラブで活動し、平日は学校部活動で活動した上で、学校部活動として大会に参加することも想定されます。

Q69　学校と地域クラブの両方から同じ大会に出られますか。

A　同一競技について、学校部活動と地域クラブの両方から中体連大会に参加することはできません。大会に参加する場合は、学校部活動または地域クラブのいずれかから参加することになります。詳しくは、茨城県中学校体育連盟が定める参加資格や各競技の細則によります。

Q70　大会では学校名ではなくクラブ名ですか。

A　地域クラブとして出場する場合はクラブ名が基本ですが、大会規程によります。

Q71　大会引率は誰がしますか。

A　地域クラブとして参加する大会は、原則として地域クラブ側で引率体制を整えます。

Q72　大会費や遠征費は誰が負担しますか。

A　地域クラブとして大会等に参加する場合の大会参加費や遠征費等は、原則として地域クラブが負担します。その費用については、参加する生徒の保護者に負担していただくことを基本とします。

Q73　吹奏楽コンクール等に地域クラブで参加できますか。

A　現状では、地域クラブとして吹奏楽コンクール等には参加していません。今後、「はぎッズウィンドアンサンブル」が茨城県吹奏楽連盟への必要な登録を行うことで、地域クラブとして参加することは可能です。ただし、その場合、同一のコンクール等について、学校と地域クラブの両方から参加することはできず、いずれか一方からの参加となります。

K　文化芸術活動

Q74　地域展開は運動部だけですか。

A　いいえ。吹奏楽、美術等の文化芸術活動も対象です。

Q75　吹奏楽は合同で活動するのですか。

A　これまでの合同活動を土台に、地域団体等との連携を進めます。編成、会場、パート指導等は年度ごとに整理します。

Q76　地域の音楽団体の方が指導できますか。

A　はい。必要な研修・登録等を満たした地域人材による指導を想定します。

Q77　現在の部活動にない文化活動もつくれますか。

A　地域クラブ活動では、現在の学校部活動にない文化活動を実施することも可能です。ただし、現時点では具体的な活動の新設には至っていません。これまでの希望調査では、新たな文化活動への希望が少数であったことから、今後、生徒のニーズや指導者、活動場所等の状況を踏まえながら検討します。

L　認定・審査

Q78　どんな団体が申請できますか。

A　高萩市が定める「7 つの認定要件」を満たす団体が申請できます。法人格の有無は問いません。具体的な認定要件は Q79 をご確認ください。

Q79　7 つの認定要件とは何ですか。

A　①活動の目的・理念、②活動時間・休養日、③参加費等、④指導体制、⑤安全確保、⑥運営体制、⑦学校等との連携です。

Q80　申請すれば必ず認定されますか。

A　いいえ。書類、必要に応じヒアリング・現地確認等で要件を確認します。

Q81　法人でなければ申請できませんか。

A　法人格だけを認定の前提とはしませんが、責任ある運営体制、規約、会計等が必要です。最終的には高萩市要綱に従います。

Q82　営利企業でも認定できますか。

A　国の認定要件では認定地域クラブ活動そのものを営利目的とせず運営することが求められます。企業等が関与する場合も要件との整合を確認します。

Q83　認定期間は何年ですか。

A　認定の有効期間は、認定を受けた日から当該年度の末日までとします。引き続き認定を希望する場合は、年度ごとに更新の手続きを行います。

Q84　申請内容が変わったらどうしますか。

A　認定に係る事項に変更が生じた場合は変更届を提出します。

Q85　認定取消しはありますか。

A　不正申請、認定要件を満たさなくなった場合、指導助言後も改善が見込めない場合等は取消しの対象となります。

Q86　認定後に市の確認はありますか。

A　定期報告、ヒアリング、現地確認等により活動状況を把握し、必要な指導助言を行います。

Q87　認定されると何の支援がありますか。

A　認定地域クラブについては、生徒・保護者・学校への情報提供のほか、休日の学校施設の優先利用等の支援を行います。その他の補助、広報等については、各年度の制度・予算等により定めます。

M　運営・個人情報

Q88　規約・会則は必要ですか。

A　はい。国の認定要件では規約等の作成・公表と責任ある運営体制が求められます。

Q89　会計報告は必要ですか。

A　必要です。認定地域クラブは、毎年度、収入及び支出の状況を整理し、高萩市が定める会計報告書を提出するものとします。

Q90　個人情報を学校と自由に共有できますか。

A　いいえ。活動上必要な範囲で、個人情報保護に配慮して共有します。

Q91　写真・動画を SNS に掲載できますか。

A　市が認定地域クラブ活動の写真・動画等を広報媒体等に掲載する場合は、保護者の同意を得ます。掲載の可否は、高萩市が定める「写真・動画等の撮影及び掲載に関する同意書」により確認します。

Q92　LINE 等で連絡してよいですか。

A　できません。地域クラブ活動に関する連絡は、高萩市が指定するアプリを使用します。指導者と生徒・保護者との個人的な LINE、SNS、DM 等による連絡は行いません。これは、生徒の健全育成及びトラブル防止のためのルールです。

Q93　部活アプリを使いますか。

A　はい。予定、出欠、連絡等には、高萩市が指定するアプリを使用します。地域クラブ活動に関する連絡は、この市指定アプリに一本化します。

N　トラブル・相談

Q94　生徒同士のいじめ・トラブルはどうしますか。

A　運営団体・指導者が安全確保と事実確認を行い、必要に応じ保護者、教育委員会、学校等と連携します。

Q95　保護者と指導者のトラブルはどこに相談しますか。

A　まずは、地域クラブの代表者に相談してください。クラブ内での解決が難しい場合は、高萩市教育委員会生涯学習課に相談してください。生涯学習課が双方から状況を確認し、必要に応じて地域クラブへの指導・助言等を行います。なお、暴力・暴言・ハラスメントなど、生徒の安全や健全育成に関わる問題については、生涯学習課へ直接相談することができます。

Q96　指導方針に納得できない場合はどうしますか。

A　クラブ責任者に相談してください。認定要件や市の基本理念に反する運営が疑われる場合は教育委員会でも確認します。

Q97　指導者と生徒が個人的に SNS や DM で連絡してよいですか。

A　できません。指導者と生徒・保護者との連絡は、高萩市が指定するアプリを使用します。個人的な LINE、SNS、DM 等による連絡は行いません。これは、生徒の健全育成及びトラブル防止のためのルールです。

15　Q&A 作成時の主な参照資料

・文部科学省（スポーツ庁・文化庁）「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和 7 年 12 月）

・スポーツ庁「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン FAQ」

・スポーツ庁「部活動の地域展開における地域クラブ活動の創設・運営ガイドブック」（令和 8 年 3 月）

・文部科学省「認定制度要綱ひな型」

・高萩市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱及び高萩市休日地域クラブ活動実施要項